

木曽広域消防本部警防規程事務処理要綱

(平成 11 年 4 月 1 日)

第 1 趣旨

この要綱は、木曽広域消防本部警防規程（平成 11 年規程第 32 号。以下「規程」という。）に基づき、訓練・演習の実施及び安全管理、消防活動効果の評定並びに消防活動に関する検討にかかわる事業を除く事務処理に必要な事項を定める。

第 2 鎮火の判定（第 2 条関係）

鎮火の判定は、指揮本部長又は指揮本部長の指定する者が消防団長と協議の上決定する。

ただし、特命出場及び消防隊による調査出向の場合は中隊長、中隊が編成されていない場合は小隊長とする。

第 3 署警防計画（第 13 条関係）

1 特殊消防対象物警防計画

特殊消防対象物警防計画は多数の人命危険、消防活動上の重大な障害又は延焼拡大が予想され、若しくは隊員の安全管理上特に配慮を要する対象物等について、別記第 1 に基づいて樹立すること。

ただし、署長が必要がないと認める場合は樹立せず、又はこの要綱によらないことが出来る。

2 危険区域の指定

第 1 出場の消防部隊で延焼防止が困難と認められる区域を指定し、その区域を明示するとともに、必要に応じて部隊運用計画等を樹立すること。

3 水利活用計画

(1) 署長は、管内の水道事情等から、水利の有効な活用方策を図る必要がある場合は、水利活用計画を策定し、効果的な運用を図ること。

(2) 署長は、消防署隊と消防団隊との連携を図るための計画を策定することができる。

第 4 大規模災害時の応援出場（第 20 条関係）

規程第 20 条第 1 項第 5 号による出場は、消防組織法第 21 条及び次によること。

(1) 長野県消防緊急援助隊要綱（平成 7 年 12 月 25 日制定）第 4 に基づく応援出場要請を受けたときは、別記第 2 及び第 3 に基づいて応援隊を出場させなければならない。

(2) 長野県消防相互応援協定書（平成 8 年 2 月 14 日締結）第 6 条に基づく応援要請を受けたときは、特別な事情がない限り応援隊を出場させなければならない。

(3) 消防長は、前項の要請がなくても必要と認めた場合は、応援隊を出場させるこ

とができる。

第5 火災警報発令時の措置及び対策（第35条関係）

1 規程第35条第1項第4号によるその他の事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 隊員の確保及び緊急時以外の出向の中止
- (2) 署所の構外で実施する訓練・演習、警防調査及び査察等（警戒及び広報に従事する場合を除く。）の車両出向の中止
- (3) 署所の構内で訓練・演習を実施する場合は迅速な出場態勢の確保

2 署長は、火災警報発令及び異常気象時に対処するため対策を講じておくこと。

第6 消防活動上支障がある場合の措置（第36条関係）

消防活動上支障がある場合の必要な措置は次によること。

(1) 水道断減水

- ア 水利運用及び積載ホースの増強
- イ 水道断減水時における水圧等の状況把握
- ウ 広報活動
- エ 関係署所への通報
- オ その他必要事項

(2) 通行障害

- ア 出場隊の運用及び積載ホースの増強
- イ 広報活動
- ウ 関係署所への通報
- エ その他必要事項

(3) 前(1)(2)以外の事象で署長が必要と認めた場合は次のとおりとする。

- ア 対策樹立の検討
- イ 実施の把握
- ウ 関係機関との連絡
- エ 出場体制の検討
- オ 広報

第7 警防調査（第37条関係）

1 地水利等は、次に掲げるものとする。

(1) 地理

- ア 警防施設物
ホース横断溝等
- イ 消防活動上障害となる施設及び箇所
踏切、急斜面、道路工事現場等
- ウ 消防活動上必要な施設物及び箇所

道路、橋りょう、ヘリコプター臨着場（山林火災及び救急）等

エ 災害発生のおそれのある施設物及び箇所

水防施設物、がけ等

オ 街区

(2) 水利

指定水利

(3) 建物

ア 建築物の構造等

防火区画、階段、建築設備等、避難施設、非常用の進入口及び非常用エレベーター

イ 消防用設備等

(ア) 消防用設備等の送水口、放水口、警戒区域、自火報受信機の位置等

(イ) 消火活動上必要な施設（排煙設備、連結散水設備、非常用コンセント設備、無線通信補助設備等）

(ウ) 二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備及びスプリンクラー設備等

ウ 消防活動上必要な箇所

2 警防調査の実施基準は次によること。

(1) 警防調査の実施結果報告は、警防調査報告書（様式第 20 号）による。

(2) 調査にあたり、消防活動上障害がある事項又は人命危険の恐れがある事項を発見したときに、速やかに応急措置を講ずること。ただし、故障その他が重大で応急措置を講じ難いときはその旨を速やかに報告する。

(3) 調査報告により警防計画の変更、その他必要な処置を認めたときは、直ちに処理する。

第 8 警防視察（第 39 条関係）

1 署所担当区域にある特殊消防対象物警防計画の樹立されている対象物については、小隊長及び隊員に実施させ、その状況に精通させておくこと。

2 中高層建物、危険物施設等で、消防活動上関係消防部隊が精通しておく必要があると特に認めるものについては、合同で実施すること。

第 9 消防特別警戒（第 46 条関係）

1 消防特別警戒（以下「警戒」という。）の実施対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 集団行動

(2) 年末年始

(3) 大規模な催物

(4) その他必要と認められるもの

2 警戒を実施する場合で、必要があると認められる場合は警戒本部を設置すること。

3 警戒本部には「消防特別警戒本部」の掲示板を掲示すること。

第10 指揮本部員の任務（第53条関係）

指揮本部員の任務は、次によること。

指揮担当	指揮及び消防活動に関する次の事項を担当する。 指揮本部長の補佐 災害実態の把握 火点及び延焼範囲 二次災害発生危険 消防活動状況の把握 指揮本部の運営 関係機関との連絡
情報担当	情報員と連携・協力し、災害実態・消防活動及び報道対応等に関する次の事項を担当する。 関係者の確保 対象物の実態 人命危険 消防活動上の特性 災害の拡大危険 消防隊の活動状況 各種情報の収集・分析・整理及びまとめ等（初期）
通信担当	情報・命令等の伝達を行う。 命令伝達 通信連絡 災害経過の記録
伝令	指揮本部長の命令伝達を行う。 命令伝達 特命事項
情報員	情報担当と連携・協力し、次の事項を担当する。 写真撮影 り災建物の状況 火災に至った経過 発見・通報・初期消火の状況 死傷者発生要因 防火管理等の状況

第 11 火災警戒区域の設定等（第 59 条関係）

1 火災警戒区域の設定

(1) 指揮本部長及び各級指揮者は、次の事項に留意して火災警戒区域を設定すること。

ア 火災警戒区域の設定は、ロープ等で区域を明示する。

イ 火災警戒区域を設定したときは、設定の理由・区域及び出火防止措置等を住民に広報、周知する。

ウ 火災警戒区域内の必要と認めた場所に警戒員（消防団員含む。）を配置する。

エ 現場の警察官に通知し、必要により協力を求めること。

(2) 指揮本部長は、次の事項を警防本部に報告すること。

ア 火災警戒区域を設定した場合
設定者・時刻・理由・区域等

イ 火災警戒区域が広域に及ぶ場合
管轄消防本部・区域等

(3) 指揮本部長は、火災警戒区域を解除した場合は、次の処置を行なうこと。

ア 住民に対する広報・周知

イ 警防本部に対する報告

ウ 警察官に対する通知

2 指揮本部長は、法第 29 条第 2 項・第 3 項及び法第 30 条第 1 項の規定を適用して措置した内容で、次の重要又は特異な事案は消防長に報告すること。

(1) 延焼防止するための大規模な破壊又は収容物の処分

(2) 防火帯設定のための樹木の伐採

(3) その他社会的、行政的影響を及ぼすおそれのある事案

第 12 危険物施設等の事故発生時の応急措置等（第 60 条関係）

1 応急措置とは、次の事項をいう。

(1) 危険物の流出及び拡散の防止

(2) 流出危険物の除去

(3) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 応急措置の命令は、次により危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所及び無許可施設等の所有者、管理者及び占有者（以下「関係者」という。）に対して行なうこと。

(1) 原則として消防法等違反の処理に関する規程（平成 11 年 4 月 1 日規程第 31 号）第 9 条に定める命令告知書又は命令書（以下「命令書等」という。）により、必要な事項を命ずること。

(2) 現場において、関係者に命令書等を交付できない場合又は交付の余裕がない場

合は、命令書等に記載する事項を口頭又は電話により告知又は命令を行なった後、速やかに前(1)による交付を行なうこと。

- 3 応急措置を命令するときは、前 1 の具体的な応急措置要領及び同要領に係る資器材の確保について教示すること。
- 4 応急措置を講ずべき関係者が確保できない場合は、現場において収集した関係者に係る情報及び危険物移動タンク貯蔵所の車両登録番号等を速やかに警防本部に報告し、関係者の法人名代表者名、連絡電話番号等の確認を求めること。
- 5 前 2 により口頭で応急措置を命令した場合は、その施設を管轄する消防本部宛に文書をもって報告すること。

第 13 再出火防止対策（第 62 条関係）

関係者の範囲、監視警戒及び説示の要領は、次によること。

- (1) 関係者の範囲は、次に掲げる者とする。ただし、火元消防対象物等で、残存部分の価値が滅失し、かつ、事故発生危険の少ないものの関係者は除く。

- ア 火元消防対象物の関係者
- イ 類焼した消防対象物の関係者
- ウ 強い放射熱を受けたと予想される対象物の関係者
- エ 前ア～ウに掲げる関係者に係る従業員、親戚知人等

- (2) 監視警戒

- ア 原因調査のため消防警戒区域を設定して現場の保全を行なうときは、消防職員（消防部隊）又は消防団員が監視警戒にあたるものとする。ただし、現場保存にあたる警察官が再出火等について監視、警戒の協力を了承した場合を除く。
- イ 原因調査のため消防警戒区域を設定しない場合は、事実行為として現場保全区域を設け、関係者に現場の保全及び緊急時における必要な措置をとるよう説示し、協力を求めること。
- ウ 火元、類焼した消防対象物の関係者等が不在の場合は現場保存にあたる警察官又は町会役員、その他住民に対し、当該消防対象物について監視、警戒等の協力を求めておくとともに、消防団員に対し応急措置を指示し、必要と認めるときは、臨時警戒出向する等、再出火の防止に努めること。

- (3) 説示の方法

残火処理実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日）に基づいて行うこと。

第 14 消防活動即報等（第 68 条関係）

署長の即報は次によること。

- (1) ファクシミリによる。
- (2) 即報時には、必要な説明資料を送信する。

第 15 消防活動記録（第 70 条関係）

- 1 消防活動記録は、様式番号順に編てつすること。
- 2 無線通信記録の内容は、時刻・災害状況及び活動内容とする。
- 3 無線の交信記録は警防本部又は通信指令室から送付する。

第 16 消防活動報告等（第 71 条関係）

- 1 報告時の資料は、第 70 条で作成した消防活動記録とする。
- 2 第 1 項の通報は 3 日以内とする。

第 17 条 警防態勢報告（第 72 条関係）

分署長は、警防態勢報告を作成し、その内容を署長にファクシミリで報告すること。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。